

[事案 2019-156] がん入院給付金支払請求

・令和2年6月26日 裁定打切り

<事案の概要>

転院後の入院について給付金が支払われなかったことを不服として、がん入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

膀胱がんで手術をし、平成31年4月にA病院に4日間、B病院に15日間入院したため、平成元年10月に契約したがん保険にもとづきがん入院給付金を請求したところ、B病院の入院期間については支払われなかった。しかし、本入院は、膀胱がんの手術を目的としたA病院への入院に引き続くものであり、入院中には手術後の経過観察がなされていることから、約款上のがんの治療を直接の目的とする入院であるので、がん入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

B病院への入院は、認知症を原因とするものであり、がんの治療はなされていないことから、がんの治療を直接の目的とする入院ではないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人妹の事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本事案の審理において、B病院に対する医事照会を実施すべく、申立人に対して、医事照会に対する承諾有無確認のために、「承諾書」を送付し返送を依頼したものの、何ら回答が得られなかったことから、入院の全部または一部が、がん治療の直接の目的性を充足するか否かについて、事実認定をすることは著しく困難または不可能と判断して、裁定手続を打ち切ることにした。